

【大蔵財務協会
オンライン
ブックショップ】

「リファンド方式」の税務処理例など示す

外国人旅行者向け
消費税免税制度

8年11月1日の適用開始を見込む

観光庁は1月22日、外国人旅行者向け消費税免税制度に関する第2回免税フォーラムを開催した。同制度は、令和7年度税制改正において、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直すこととされている。当日の財務省と国税庁の資料では、リファンド方式における税務処理例、免税販売管理システムにおける税関確認情報の取得方法などが示されている。今後のスケジュールについては、法案成立後、4月から6月に通達やQ&A等を公表、11月頃に免税販売管理システムの仕様書(確定版)を公表、8年11月1日から新制度の適用開始となっている。

リファンド方式となる新制度のイメージは図のとおり。新制度では、税関確認情報の保存により免税販売が成立することとなる。その場合の税務処理例として、①免税販売の際のインボイ

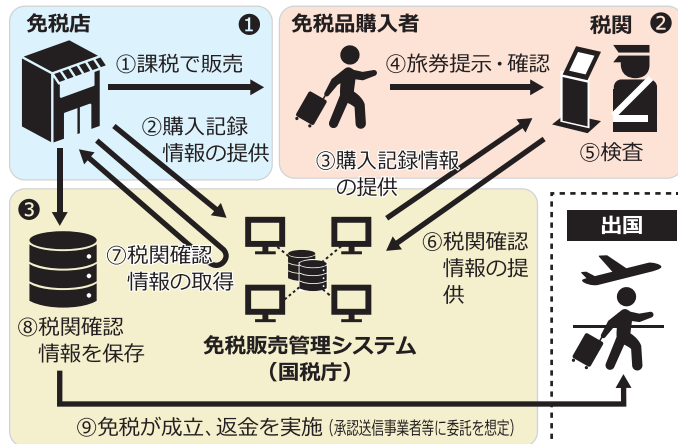
スの処理、②販売と税関確認の間に期過ぎがあった場合の処理、③課税売上げから免税売上げへの振替方法、④税関確認後に旅行者の手続不備等により返金がされなかった場合の処理が示されている。

②の販売と税関確認の間に期過ぎがあった場合の処理では、販売時には課税売上げとして計上し、税関確認情報を保存した時点で免税売上げに振り替え、免税売上げとして申告する。なお、税関確認が翌期(X2期)となった場合には、当初の申告(X1期)を修正するのではなく、X2期において調整できることとする。具体的には、前期の課税売上げをマイナス処理(対価の返還等として処理)し、改めて免税売上げを計上するとしている。資料には、仕訳例が掲載されている。

③の課税売上げから免税売上げへの振替方法では、税関確認情報

税理士法等の改正により、税理士試験の会計科目の受験資格要件が撤廃されるなどの緩和措置がとられたものの、期待された合格者増という結果は、残念ながら直近の同試験では実現できていない。★税理士業界では、若い人を業界に呼び込もうと、税理士が魅力ある仕事であることをPRする活動に力を入れている。働く者にとって職場環境は重要な要素だが、税理士会等が実施する研修会や関連書籍の配布は、他の士業に比べて充実しており、その環境は魅力的なものだと言われている。★日本税理士会連合会は今年7月からクオータ制を導入し、女性理事の割合を増やすこととしている。そして、7年度に初めてある税理士会の会長に女性が就任することもある。業界の環境は変わりつつあるのかもしれない。(Y)

リファンド方式のイメージ



- ① 販売時点**
 - 課税で販売
 - 一般物品・消耗品の区分廃止
 - 消耗品の上限額・特殊包装廃止
 - 「通常生活の用に供する物品」の要件廃止
 - 在外邦人の確認要件の緩和
 - 上陸許可により入国した者からの旅券提示
 - 購入記録情報の見直し(税抜単価100万円以上の商品詳細情報、上陸許可書番号から旅券番号への見直し等)
- ② 税関確認**
 - 免税品の別送の取扱い廃止(令和7年4月～)
 - 空港等のキオスク端末で税関確認(必要に応じ検査)
- ③ 販売後**
 - 税関確認情報の取得・保存
 - 税関確認後の免税成立に伴う返金
 - 免税成立・返金に伴う経理処理
 - 販売から90日経過後の課税確定(税関確認情報が取得できない場合)

※財務省と国税庁の資料をもとに作成

メッセージボックスの受信通知からアクセス

スマホアプリ納付 今からe-Tax経由のみ利用可

国税庁は今月1日から、スマホアプリ納付した。これにより、国における国税スマート決済専用サイトへのアクセス方法について、これまで複数あったものをe-Tax

を経由する方法に集約した。これにより、国税庁ホームページから決済サイトにアクセスすることはできなくなっており、スマホアプリ納付を利用するに

される二次元コードからのアクセスについては、先月6日から二次元コードが出力されなくなっている。なお、今回の集約に伴い、スマホアプリ納付Q&Aが更新されている。スマホアプリ納付は、原則、すべての税目で納付が可能で、納付税額が30万円以下の

者が納付するための手続。領収証書は発行されない。決済手数料はかからない。納付手続は、e-Taxを利用して申告書・源泉所得税徴収高計算書データの送信または納付情報登録依頼をした後に、メッセージボックスに格納される

登録依頼を送信した後、e-Taxで、納付する税額に基づく納付情報ボックスに格納される。e-Taxで、納付する税額に基づく納付情報ボックスに格納される。e-Taxで、納付する税額に基づく納付情報ボックスに格納される。

に、メッセージボックスに格納される受信通知から決済サイトにアクセスして、納付することができる。申告書・所得税徴収高計算書データを送信した後、メッセージボックスに格納される。e-Taxで、納付する税額に基づく納付情報ボックスに格納される。e-Taxで、納付する税額に基づく納付情報ボックスに格納される。

誠実と確かな技術で地域社会に奉仕する

吉原建設株式会社

代表取締役会長 吉原正和
代表取締役社長 吉原政秀

- 本店／宮崎県都城市中原町32街区1号
TEL0986-25-7000 FAX0986-25-7006
- 宮崎本社／宮崎県宮崎市大字本郷北方字高山2520-5
TEL0985-50-7000
- 日向支店／宮崎県日向市大字財光寺沖の原1037-2
TEL0982-54-7000
- 福岡支店／福岡県福岡市中央区高砂1丁目21番19号
TEL092-521-0300
- 東京支店／東京都千代田区神田須田町1-34 FIRST K・Kビル
TEL03-3253-6701
- 熊本営業所／熊本県熊本市保田窪1丁目10番42号
TEL096-382-7867

高千穂牧場

九州産の良質な牛乳を
たっぷり使った
風味豊かな商品です。



税のオピニオンリーダー それが経営者の団体 「法人会」です

経営者自らの視野をひろげ社会の繁栄を目指すとき、健全な経営に役立つ税知識と経営力を身につけられるようお手伝いするのが「法人会」です。



公益社団法人 宮崎法人会

会長 後藤 健治

【事務局】
宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル3階
TEL 0985(31)7880/FAX 0985(22)5472
<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/miyazaki/>

続

傍流の正論

税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

30

所得税は、適正な累進税率を適用すれば個人の担税力に応じて租税を負担するというもので、公正の原則を具現した最も理想的な租税であるといわれる。しかし、それは各個人の「所得」が正確に申告（又は捕捉）されているかに依存している。それが正確でなければ、「正直者が馬鹿を見る」如く、極めて不平等な租税ということになる。特に、個人の「所得」は、プライバシーの最たるものでもある。

この場合、所得の捕捉が正確でないことを揶揄した言葉に、「クロヨン（9・6・4）、トウゴウサン（10・5・3）等がある。これらの言葉は、所得税が所得を10種類に区分しているところ、それぞれの種類によって所得の捕捉が異なることを意味する。例えば、先の「クロヨン」は、給与所得者の捕捉が9割、事業（商業）所得者の捕捉が6割、事業（農業）所得者の捕捉が4割であることを意味する（このような真偽については、それなりに説得力を有しているが、別途検証を要する）。

このような所得者間の所得捕捉の格差については、法廷でも争われたことがある。すなわち、給与所得者に対する給与所得控除制度が憲法14条（平等原則）に違反する旨を争ったいわゆる大島訴訟（本稿第15回参照）では、納税者（給与所得者）側は、給与所得控除制度の違憲の一事由として、給与所得の捕捉率と事業所得等の申告納税の対象になる所得の捕捉率との間に大きな格差があり、給与所得者が著しく不利益を受けていることを挙げていた。

これに対し、最高裁昭和60年3月27日大法廷判決は、次のように判示している。

「所論は事業所得等の捕捉率が給与所得の捕捉率を下回っていることを指摘するが、その趣旨は、捕捉率の著しい較差が恒常的に存する以上、それは単に徴税技術の巧拙等の事実上の問題であるにとどまらず、制度自体の欠陥を意味するものとして、本件課税規定を違憲ならしめるものである、というのである。

9・6・4

事業所得等の捕捉率が相当長期間にわたり給与所得の捕捉率を下回っていることは、本件記録上の資料から認められないではなく、租税公平主義の見地からその是正のための努力が必要であるといわなければならない。しかしながら、このような所得の捕捉の不均衡の問題は、原則的には、税務行政の適正な執行により是正されるべき性質のものであつて、捕捉率の較差が正義衡平の観念に反する程に著しく、かつ、それが長年にわたり恒常的に存在して租税法制自体に基因していると認められるような場合であれば格別（本件記録上の資料からかかる事情の存在を認めることはできない。）、そうでない限り、租税法制そのものを違憲ならしめるものとはいえないから、捕捉率の較差の存在をもつて本件課税規定が憲法14条1項の規定に違反するということとはできない。」

このように、給与所得者と事業所得者等間の所得の捕捉率の格差をめぐる問題は、法律論としては決着がついたと言える。しかし、両者の捕捉率の較差があることは、前記最高裁判決も容認しているところ、両者に対して採用されている申告納税制度と源泉徴収制度に差異があることから、厳然たる事実である。現に、所得税の納税者の大部分を占める給与所得者に申告納税制度を認めたら、極めて多数の無申告者と過少申告者が発生することは火を見るより明らかであろう。そして、平成23年の国税通則法の改正によって弱体化した調査能力では、到底対応できないであろう。

それであるからこそ、国は、現行の源泉徴収制度を死守することになろうし、その代わりに、前述の最高裁判決によって、昭和39年当時の給与所得控除制度が合憲である旨のお墨付きをもらっても、その後、給与所得控除額を漸次引き上げ、給与収入に対する比率では昭和39年当時の約2倍に引き上げてきたところである。

もっとも、その引き上げが給与所得者を優遇しすぎることなどで、その引き下げ要求が出ているところである（その要求が税理士会から出されているのを知って、税の専門家である税理士は、給与所得者である自身の従業員の税金問題には意外に冷たいことに苦笑しているところである）。

令和7年度税制改正大綱を読む

■編集部 編

6

個人所得課税③

【特定扶養控除の見直しと特別控除の創設】

現下の厳しい人手不足の状況の中にあって、特に大学生のアルバイトの働き控え（就業調整）の一因に税制がなっているとの指摘がある。大学生年代に当たる特定扶養親族（19歳から22歳、実際に大学等に通っているかは関係ない）の子等を持つ親等は、子等の合計所得金額が48万円（給与収入103万円に相当）までであれば、所得税63万円、住民税45万円の特定扶養控除を適用できるが、同48万円を超えると、特定扶養控除が適用できなくなるため、場合によっては親等から同48万円を超えないように言い含められている、といったことが起こり得るからだ。

こうした指摘を受けて、新たに「特定親族特別控除」を創設し、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額の所得控除を受けられるようにするとともに、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減する仕組みを導入する（具体的な仕組みは1月6日号1面参照）。

これにより大学生年代の子等のアルバイト収入が一定額を超

えた途端、急に親等が子等に係る控除を適用できなくなるという事態は解消される。同じくかつて就業調整の一因となっていると指摘があり、制度が見直された配偶者控除・配偶者特別控除に準じた仕組みとなる。

7年分以後の所得税（給与所得者は7年分の年末調整から）、8年度分以後の住民税で適用する。

ただ、子等が23歳以上になると今回の改正の対象には該当しなくなる。こうした子等は一般の控除対象扶養親族に係る扶養控除の対象とはなり得るが、一般の扶養控除には子等の合計所得金額に応じて控除額が段階的に通減する仕組みはない。新たな仕組みの導入によって、不公平感が生じる懸念もある。

【基礎控除、給与所得控除、特定扶養控除等の見直しに伴う所要の措置】

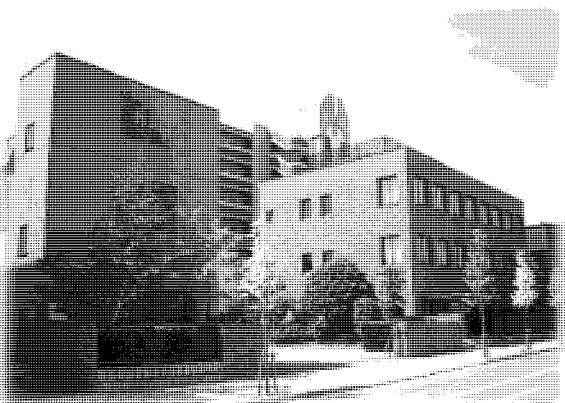
基礎控除の額と給与所得控除の最低保障額の各10万円の引上げ、特定扶養控除等の見直しに伴う所要の措置として、①同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件を現行の48万円以下から58万円以下に10万円引き上げる、②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を現行の48万円以下から58万円以下に10万円引き上げる、③勤労学生等の合計所得金額要件を現行の75万円以下から85万円以下に10万円引き上げる、④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を現行の55万円から65万円へと10万円引き上げる――の4点の改正も実施する。

それぞれ7年分以後の所得税、8年度分以後の住民税について適用する。④については所得税のみの対応となる。

「特定親族特別控除」を創設

大学生年代の子等の働き控えを防ぐ

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



Yoshimura
Yoshimura Construction Co., Ltd.

総合建設業

吉村建設工業株式会社

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》

大原総本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ホルタ店



電炊きまてごはん 土井

大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい
DOIT PLUS ONE
KOTO

SUINA室町店

パスワード of AWES Clean

(空気) Air

(水) Water

(熱) Energy

(土) Soil



イクイップメントのサポート商社

株式会社 昭栄

- 本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

裁決事例集

227

裁決のポイント

請求人の居住していた家屋は「災害により滅失した居住用家屋」に該当せず、土地譲渡について、居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例は適用できないとした事例。

審査請求人が行った土地の譲渡に係る所得について、原処分庁が所得税等の更正処分等を行った。これに対し、請求人は、土地の譲渡は、租税特別措置法第35条第2項第2号「災害により滅失した居住用家屋」の敷地の用に供されていた土地の譲渡に当たると、措置法第35条第1項に規定する居住用財産を譲渡した場合の特別控除の規定があるとして原処分庁の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、り災程度の区分が「半壊」と認定されており、被災後も居住の用に供されていることから「災害により滅失した居住用家屋」に該当しないと、請求を棄却した(令和5年10月2日付、非公開裁決)。

関係法令

措置法第35条第1項は、個人の有する資産が、居住用財産を譲渡した場合に該当することとなった場合には、譲渡所得の金額の計算上、3000万円を限度に控除した金額とする旨規定している(本件特例)。

措置法第35条第2項柱書は、同条第1項に規定する居住用財産を譲渡した場合とは、同条第2項第1号又は第2号に掲げる場合をいう旨規定し、同項第2号は、災害により滅失した居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡又は居住用家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものの譲渡などを、これらの居住用家屋が当該個人の居住の用に供さ

編集部編

り災区分が「半壊」家屋の土地譲渡は、特別控除の適用不可

れなくなつた日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にした場合をいう旨規定している。

事案の概要

請求人は、死亡した親族に係る相続により、土地及び家屋を取得した。
請求人は、親族の生前から本件家屋の2階などの部分を居住の用に供しており、親族の死亡後から、請求人の肩書地へ住民票上の住所を異動するまでは、本件家屋の1階部分を含めて居住の用に供していた。

請求人は、〇〇〇〇により被害を受け、本件家屋のり災程度を半壊とする「り災証明書」の発行を受け、本件家屋が半壊したとして、家屋の解体・撤去を求める書面を提出した。その後、請求人は、本件家屋の解体・撤去が完了した旨の通知を受けた。

請求人は、令和2年2月20日、売主を請求人、買主を〇〇〇〇、売買の目的物を本件各土地などとする不動産売買契約を締結し、本件各土地を買主に引き渡した。請求人は、2年分の所得税等について法定申告期限までに申告したが、後に、本件各土地の譲渡に関し、本件特例の適用を受ける旨を記載し、分離長期譲渡所得の金額の計算上、特別控除額〇〇〇〇円を控除して修正申告を行った。

原処分庁は、請求人の2年分所得税等の実地調査を行い、各土地の譲渡に係る分離長期譲渡所得の金額について、本件特例を適用せずに算出し、更正処分等を行った。

請求人は、これを不服として審査請求を行った。
争点は、本件各土地の譲渡は、措置法第35条第1項に規定する居住用財産を譲渡した場合に該当するか否か。具体的には、本件家屋は、措置法第35条第2項第2号に規定する災害により滅失した居住用家屋に該当するか否か。

請求人の主張

原処分庁は、請求人が災害発生後も本

件家屋に居住し続けていたことのみ着目し、本件家屋が居住の用に供し得ない状態になったといえないと判断しているが、本件家屋内に貴重品が多数存在し、盗難防止の必要性からなんとか居住し続けなければならなかった。こうした事情を考慮せず、一律に請求人が本件家屋に居住していたから、本件特例の適用は受けられないとする更正処分等は違法である。

また、本件家屋は、公費解体が完了していることから、災害により滅失しているといえる。

よって、請求人が居住の用に供していた本件家屋は、措置法第35条第2項第2号にいう「災害により滅失した居住用家屋」に該当し、本件家屋の敷地の用に供されていた本件土地の譲渡について、本件特例が適用される。

審判所の判断

「災害により滅失した居住用家屋」とは、通常の修繕によっては原状回復が困難というだけでは足りず、震災などの災害を直接の原因として、物理的な滅失に至つたもののほか、居住用家屋としての機能を全体として喪失した状態(居住用としてまったく利用できない状態)に至り、そこで居住するには建替え以外に合理的な選択肢がなく、その効用が失われた被災家屋をいうものと解するのが相当である。

本件家屋は、り災程度の区分が「半壊」と認定されており、請求人において被災後1年5カ月もの間、居住の用に供されていたこと等に照らすと、被災後も居住用家屋としての機能を全体として喪失し、そこで居住するには建替え以外に合理的な選択肢がない状態にあったものと認められず、その効用が失われた被災家屋ということではない。

したがって、本件家屋は、措置法第35条第2項第2号にいう「災害により滅失した居住用家屋」に該当しないから、請求人は、本件土地の譲渡について、本件特例を適用することができない。

注目の二冊



株式・公社債 評価の実務

(令和7年版)

木村 夕香 編

相続税・贈与税における株式・公社債の評価方法について、主に取引相場のない株式の評価方法に重点を置いて解説したのが本書。

「相続税・贈与税における財産評価のあらまし」から始まり、第1章「上場株式及び気配相場等のある株式の評価」、第2章「取引相場のない株式の評価」、第3章「株式に関する権利・出資の評価」、第4章「公社債等の評価」の各章で構成。

具体例を豊富に用い、実際に会社の株主構成や資産状態などの要素から正しい評価額が算出できるよう多数の事例・設例を収録。また、「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」(令和6年分の基準年利率について)の最新版を掲載。

「評価演習」では、財務諸表や法人税申告書の具体例を用いて「取引相場のない株式の評価細書」の作成までのプロセスを具体的に分かり易く解説。

会社の決算書や法人税申告書等をもとに評価明細書を作成するなど、正しい評価額が算出できるように編集した一冊。A5判、720ページ。定価4400円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL 03-3829-4141、FAX 03-3829-4001)。



MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

豊島株式会社
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市中区加福
本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋市中瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

自分らしい終活

実行のための整理と計画

■税理士 友松 悦子

6

遺言書は、相続人が遺言書の存在を知らないなどの理由により、遺言通りの分割がされない可能性があります。自分の生前に一部の財産の承継先の確定をすることを検討すると良いでしょう。

1 生命保険の活用

生命保険契約で受取人を指定しておけば、その者が受け取るようになります。受取人が自分よりも先に死亡した場合には、受取人の法定相続人が受け取ることになりますので、変更しておく必要があるでしょう。

2 信託の設定

信託とは委託者（財産の所有者）が、受託者（誰か）に財産を託して、受益者（委託者が指定）が

中小企業が知っておくべき

直近の労働関係法令改正のポイント

■弁護士 毛塚 衛

6

雇用保険法等の一部を改正する法律①

1 雇用保険法とは

雇用保険法は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、また、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合や労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことで、労働者の生活と雇用の安定や職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする法律です。

2 雇用保険法等の一部を改正する法律

法改正の趣旨は、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のためとされています。雇用保険法等の一部を改正する法律により改正される事項のうち本記事では雇用保険の適用拡大の改

承継先の生前確定

その財産から得られる利益を受けることを目的として設定する契約です。遺言書では達成できない承継を設定できる可能性があります。

例えば、自分に子供がいないケースです。先祖代々受け継いできた土地に建てたアパートの賃料は、自分が死んだ後は妻が受け取り、また妻が死んだ後は、自分の弟もしくは弟の子が受け取るよう設定します。

通常の相続の場合には、妻の相続人に自分の弟は含まれず、土地は妻の相続人に承継されます。妻が遺言書を書けば、自分の弟に遺贈することとは可能ですが、先祖代々の土地を自分の身内へ確実に承継できるのが信託の設定です。

3 贈与

贈与すれば、承継先は確定します。ただし、遺留分と贈与税に注意が必要です。遺留分は第5回「遺言書の作成」に記載していますので、今回は贈与税に関する注意点を記載します。

贈与税には次の2つの課税制度があります。い

ずれを選択するかにより、将来の相続税額が変わる可能性があります。また、いずれの制度も、贈与時の価額が相続税を計算する場合のその財産の価額となりますので、その点も考慮して贈与の検討をする必要があります。

△暦年課税▽

・毎年、基礎控除額が110万円ある。

・相続時には相続開始前7年以内（現状は段階的）の贈与について生前贈与加算の適用がある。

△相続時精算課税▽

・相続時精算課税を選択した場合は、基礎控除額110万円を控除し、贈与者ごとに特別控除額2500万円を控除した残額に対して贈与税が課税される。

・この制度選択後は、暦年課税制度は適用できない。

・選択後の全ての期間に贈与された財産（基礎控除額分は除外）を相続税の課税価格に算入して相続税が課税される。

正点について解説します。

3 適用事業所

労働者を一人でも雇っている事業所は法人であっても個人であっても、原則として適用事業所となります。

4 雇用保険の適用対象

現行の雇用保険法の適用対象となる労働者は、次の①～⑥のいずれにも該当しない労働者となりま

労働大臣の定める時間数未満である者、④学校教育法上の学校の学生又は生徒であって、①～③に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者、⑤船員法に規定する船員であって、漁船に乗り組むため雇用されるもの、⑥国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令

とから、雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象が拡大されることとなりました。

この改正に伴い、被保険者期間の算定基準や賃金の支払の基礎となった日数が「11日以上」から「6日以上」へ、賃金の支払の基礎となった労働時間数が「80時間以上」から「40時間以上」へそれぞれ改正されます。

また、労働した場合であっても失業日として認定する基準として、1日の労働時間が「4時間未満」から「2時間未満」へ改正され、賃金日額の下限額、最低賃金日額等の各基準も併せて現行の2分の1に改正されることとなります。

6 企業における実務対応

施行期日は令和10年10月1日と少し先となりますが、人件費増加となる企業もあると思いますので注意しましょう。

週所定労働時間を「10時間以上」に変更

雇用保険法の適用対象者を拡大

す（雇用保険法第6条各号）。① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者、②同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者、③季節的に雇用される者（「短期雇用特例被保険者」に該当する者を除く。）であって、4カ月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生

労働者の中で働き方や生計維持の在り方の多様化が進展していることを踏まえ、雇用のセーフティネットを拡げる必要があること

TAX

ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、国税の令和4年度の査察における処理件数に対する告発件数の割合になります。

答え＝

A

B

C

%

予想難易度：7

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。

パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 2月16日(日)

前回の答え

1

4

5

 件

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

松山 道後

水口酒造株式会社

愛媛県松山市道後喜多町3-23

tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

北署などがe-Taxでイベント

吉本新喜劇の酒井さんが模擬申告

大阪・北税務署(木 使ったe-Taxの模
ノ元寛昭署長)などは 擬体験などのイベント
このほど、吉本新喜劇 を実施した。写真。
座長の酒井藍さんを招き、スマートフォンを
マイナナンバーカードや
源泉徴収票を讀
み取り、医療費
の還付を受ける
申告作業を行っ
た。



酒井さんは「簡単で驚いて
います。この給
与所得の源泉徴
収票をカメラで
読み取れて入力
しなくてよいの
は、すごく優し
いと思った。」

高校生とSDGs研修会

札幌南法人会
女性部会 防災や生物多様性で

公益社団法人札幌南
法人会女性部会(須藤
祥子部会長)はこのほ
ど、札幌プリンスホテ
ルで札幌市立藻岩高校
の生徒とSDGsの研
修会・意見交換会を開
催した。写真。
藻岩高校では生徒が
様々な角度からSDG
sに取り組んでおり、

(防災計画)を作成し
てシミュレーションし
たこと、地域の小学校
での段ボールベッドや
簡易トイレの体験、ハ
ザードマップの見方
や、新聞紙でスリッパ
を作って小学生を対象
にワークショップを開
催した経験話を話した。
また、「野生動物と
の共生」生物多様性
について、原田美
灯さんが円山動物園の



協力を得て、ヒグマ・
エゾシカ等の野生動物
の食害や人身被害のこ
とを学び、問題点を洗
い出し自分たちに何が
出来るかを考えた結
果、まずは幅広い世代
の多くの人に関心を持
ってもらうことが必要
と感じ、ヒグマの生態
と感情、ヒグマの生態
についての展示やシカ

で選手たちは元気づけ
プレーし、得点が決ま
るたびに観客席からも
大きな歓声が沸き上
がった。また、同時に開
催したACミランによ
るサッカースクールも
大好評だった。
このほか、恒例の「税
金クイズ」と「税の標
語」の優秀作品の掲示
などのイベントを開催
し、来場者に納税意識
の向上を図った。

小学生サッカー大会を開催

中川法人会 税金クイズ、「標語」掲示も

愛知・一般社団法人
中川法人会(林謙治会
長)はこのほど、パロ
マ瑞穂陸上競技場で
「小学生サッカー大会
あおなみフレンズリー
マツチ2024」(名
古屋市教育委員会など



鹿児島青申会と法人会に感謝状

熊本局 納税意識の高揚等に功績

熊本国税局はこのほ
ど、税務行政の適正な
運営の推進や納税意識
の高揚等に顕著な功績
があったとして、一般
社団法人鹿児島青申
告会(八坂泰司会長)



当日は、山崎博之局
長と金子郁義鹿児島税
務署長が面団体を訪問
し、それぞれの会
長へ感謝状を手渡
した。

鹿児島青申会の
八坂会長は「これ
までの会活動を評
価していただき光
栄です。青色申告
の推進、自主記帳
自主申告の確立を
通じて、個人事業

主に頼られる会運営を
目指してまいります」
と感謝の意を述べた。
**租税教室と
警察職業体験
名古屋中村法人会
公益社団法人名古屋
中村法人会(安藤隆司
会長)はこのほど、「第
2回夢かなえ隊 警察
職業体験隊」を開催し
た。写真。**

「夢かなえ隊」は、
子どもたちに模擬体験
から得た感動を、夢に
向かって進んでいく礎
として活かしてもらう
ことを目的に開催して
いる。今年は警察職業
体験を企画し、20人の
小学生が参加した。



まず初めに租税教室
を行い、警察の仕事が
税金と深くかかわって
いることを学び、その
後、警察犬の訓練を見
学。厳しい訓練のもと
で身に着けた技の数々
を目の当たりにし、感
動した子どもたちは、
警察犬に拍手を送っ
た。また、パトカー・
白バイ見学では実際に
乗車し、サイレンを鳴

など多くの体験をし、
参加した子どもたち
は、「楽しかった!」
「警察の仕事が分か
りやすくて教えてもら
よかった」と感想を話
していた。
**ジャーナリスト
荻原さんが講演
日野優良法人会
東京・日野優良法人
会(大木茂会長)はこ**



のほど、イオンモ
多摩平の森で、経済ジ
ャーナリストの荻原博
子氏を招き記念講演会
を開いた。写真。
講演会に先立って
は、中学生の「税につ
いての作文」で、東京
国税局管内納税貯蓄組
合連合会会長賞を受賞
した、日野市立日野第
二中学校3年の渡辺愛
友子さん、南多摩納税



貯蓄組合連合会優秀賞
を受賞した、日野市立
日野第一中学校3年の
赤坂晴菜さんの作品紹
介と朗読が行われた。
荻原氏は「明日に繋
がるマネー講座」お金
と生活と未来の話」と
題して講演した。
事業者のデジタル化
講演会を開催
札幌中川法人会青年部会
公益社団法人札幌中
川法人会青年部会(仙場

友朗部会長)はこのほ
ど、札幌中税務署法人
課税第一部門の大坪克
統括官を講師に招き
「事業者のデジタル化
促進」をテーマに講演
会を開催し、38人が聴
講した。写真。
経済活動のデジタル
化が進化する中、税務
行政におけるDXの取
組について説明し、事
業者にとっての利便
性、税務行政のサービ
ス充実など、丁寧に解
説した。

会員にと
っては身近
な話題であ
り、皆、真
剣に聴き入
っていた。

「作り手の心」
「飲む楽しさ 食べる喜び」
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。
そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
<https://www.kontatsu.co.jp>
<https://www.issyusouden.com/>



江戸時代の人形専門家 人形の久月

本店: 東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店: 大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/箕面/静岡/小倉/越中島流通センター
創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180